

四日市市上下水道局公告

(No. D012)

下記の業務について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、四日市市上下水道局契約施行規程第2条で準用する四日市市契約施行規則第23条の規定に基づき公告する。

令和2年8月25日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 四日市市上下水道局お客様サービス等営業業務委託
- (2) 業務場所 四日市市 堀木一丁目及び給水区域全域
- (3) 業務概要 (1)受付(窓口)業務、(2)開閉栓業務、(3)検針・検算業務、(4)請求・収納業務、(5)徴収業務、(6)給水審査業務、(7)夜間・休日受付業務
業務準備期間は、契約の日から令和3年3月31日まで。
- (4) 委託期間 契約の日 から 令和8年3月31日 まで

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、単独企業又は業務を連携して行うグループとし、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

A 単独企業及びグループの構成員に共通する資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 入札の公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿(以下名簿という。)の「物品・業務委託」の「事務事業委託」に登録されている者
- (3) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市から入札参加資格停止措置を受けている期間がない者
- (4) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)に基づく排除措置を受けている期間がない者
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者
- (6) 関係法令、規則等に違反していない者
- (7) 本件入札に参加する単独企業及びグループの構成員は、他のグループの構成員として複数に参加していないこと。

B 単独企業の資格要件

- (1) 以下の実績を有する者
 - ・平成22年度以降に、給水人口20万人以上の日本国内の水道事業体(企業団等の特別地方公共団体を含む。)において、業務概要に掲げる(1)から(5)の業務を継続して2年以上の期間にわたり受託した実績を有すること。ただし、現在受託中の業務で2年を経過したものは実績として認める。
- (2) 以下の技術者を配置できる者
 - ・業務責任者 受託者と雇用関係があり、業務概要に掲げる(1)から(5)の業務について2年以上の実務経験又は監督経験を有する者を常勤で専任配置できるものであること。
 - ・工事監督者 業務概要に掲げる(6)の給水審査業務のうち給水装置工事に関する監督業務を行うにあたり、水道法施行令第5条第1項各号に掲げるいずれかの資格を有するものを常勤で専任配置できる者
 - ・主任技術者 給水装置工事主任技術者の資格を有する者を常勤で専任配置できる者であること。

C グループ参加の資格要件

- (1) 提携して業務を行うグループの全ての構成員がAに定める資格要件を全て満たしていること。
- (2) 業務概要に掲げる業務を各構成員が分担し、業務を遂行する方式であること。
- (3) グループとしてBに定める資格要件の全てを満たしていること。ただし、業務責任者については、グループの代表者に所属する者に限る。
- (4) 提携して業務を行う旨を定めた協定を締結していること。

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札への参加を希望する者は、次に定める書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

① 提出書類

(ア)業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書 [様式1【単独企業用】又は【グループ用】]

(イ)業務の履行実績書 [様式2]

(ウ)証明書類 履行実績の業務内容が確認できる履行証明書及び契約書の写し等

(エ)グループ協定書(グループの構成員数+1部を提出すること。) [様式3]

(オ)委任状 [様式4] 1部

(カ)使用印鑑届 [様式5] 1部

※(エ)、(オ)及び(カ)は、単独企業で参加する場合は、不要とする。

② 提出先 〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号

四日市市上下水道局2階管理部総務課

③ 提出部数 1部

④ 提出期限 令和2年9月15日 (火) 午後 3 時まで (郵送の場合は必着とする。)

⑤ 提出方法 郵送または直接持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の審査結果通知等

① 入札参加資格が認められない者については、 令和2年9月18日 (金) に電話により通知する。入札参加資格が確認できた者には連絡しない。

② 入札参加資格が認められなかった者は、 令和2年9月24日 (木) 午後 3時まで
に書面により、その理由について説明を求められることができる。

③ 上記②の規定により求められた説明については、 令和2年9月25日 (金) までに書面で
回答する。

4 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、 令和2年9月15日 (火) 午後 3 時まで
に書面により申し出ることができる。質問の提出先は四日市市上下水道局管理部総務課とする。

(2) 質問に対する回答は、 令和2年9月18日 (金) までに四日市市上下水道局管理部総務課
及び四日市市上下水道局ホームページにおいて供覧する。

5 現場説明会

本業務における現場説明会は行わない。

6 入札保証金 免除

7 契約保証金 免除

8 入札の執行

(1) 日時 令和2年10月1日 (木) 午前 9 時 0 分

(2) 場所 四日市市上下水道局3階 入札室

(3) 入札回数 入札の執行回数は1回とする。再度入札は行わない。

(4) 入札方法 本件は**郵便入札**です。下記到着期限までに、入札書を下記送付先まで郵送すること。

9 郵便入札について

(1) 入札書の送付先

〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号 四日市市上下水道局総務課契約係 行

(2) 郵送方法

特定郵便記録・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれかで郵送すること。

(3) 入札書の到着期限

令和2年9月28日(月)まで(必着)

期日までに届かなかった場合は、無効とする。

(4) 郵便封筒記載事項

封筒には、入札日・入札時間・件名・入札者(住所・氏名)を漏れなく記入のうえ、「入札書在中」と表示すること
封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いものは、無効とする。

10 入札条件

(1) 様式

入札書(四日市市上下水道局指定様式【単独企業用】又は【グループ用】)

(2) 記載条件

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札。

(2) 入札保証金を要する入札に際して、所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札。

(3) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。

(4) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札。

(5) 入札者が協定して行った入札。

(6) 入札に際して不正の行為があった入札。

(7) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

(8) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付の記載のない入札。

(9) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

12 予定価格

本業務委託に係る予定価格の事前公表は行わない。

13 最低制限価格

本業務委託は最低制限価格を設けない。

14 その他

(1) 談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。

(2) この公告で定めるもののほか、本件入札の実施については、四日市市業務委託等条件付一般競争入札実施要綱(平成22年四日市市告示第379号)及び入札参加者心得(平成19年10月1日制定)の定めるところによる。

(3) 本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会情勢の変化により、業務実施が不可能となった場合は、入札の中止又は落札決定の取消をすることがある。

また、契約締結後に上記の事態となった場合は、契約の解除等についての協議を行うものとする。
なお、これらの場合において、見積りに係る費用その他の入札・契約締結に係る一切の費用は補償しない。

業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書【単独企業用】

令和 年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和2年8月25日付で入札公告のありました、下記の業務委託に係る競争に参加する資格について、確認されたく申請します。なお、申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

業 務 名	四日市市上下水道局お客様サービス等営業業務委託			
業 務 場 所	四日市市堀木一丁目及び給水区域全域			
配置 予定 の 技 術 者 等 ※1	業務責任者 (※2)	氏名		生年 月日
		経験年数		
	工事監督者 (※3)	氏名		生年 月日
		資格又は経験年数		
	主任技術者 (※4)	氏名		生年 月日
		資格又は経験年数		

※1 配置予定の技術者等については、直接的な雇用関係が必要です。「常勤職員であることを証する書類（雇用保険、社会保険等の写し）」をそれぞれ添付してください。

※2 ①監督又は従事者として従事していたことがわかる書類（例：監督者又は従事者としての委託者への届又は体制表の写）、②業務内容がわかる書類（例：契約書及び仕様書の写等）を添付してください。

※3 指定の学科を卒業したことを証する書類として卒業証明書等の写、実務経験を証する書類として実務経験経歴書を添付してください。

※4 資格証の写を添付してください。

【添付書類】

- ・様式2 業務の履行実績書
- ・別紙 業務受託実績表
- ・履行実績の業務内容が確認できる履行証明書及び契約書の写し等

業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書【グループ用】

令和 年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所

グループ名

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和2年8月25日付で入札公告のありました、下記の業務委託に係る競争に参加する資格について、確認されたく申請します。なお、申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

業 務 名	四日市市上下水道局お客様サービス等営業業務委託			
業 務 場 所	四日市市堀木一丁目及び給水区域全域			
配置 予定 の 技 術 者 等 ※1	業務責任者 (※2)	氏名		生年 月日
		経験年数		
	工 事 監 督 者 (※3)	氏名		生年 月日
		資格又は経験年数		
	主 任 技 術 者 (※4)	氏名		生年 月日
		資格又は経験年数		

※1 配置予定の技術者等については、直接的な雇用関係が必要です。「常勤職員であることを証する書類（雇用保険、社会保険等の写し）」をそれぞれ添付してください。

※2 ①監督又は従事者として従事していたことがわかる書類（例：監督者又は従事者としての委託者への届又は体制表の写）、②業務内容がわかる書類（例：契約書及び仕様書の写等）を添付してください。
グループの代表者に所属する者に限ります。

※3 指定の学科を卒業したことを証する書類として卒業証明書等の写、実務経験を証する書類として実務経験経歴書を添付してください。

※4 資格証の写を添付してください。

【添付書類】

- ・様式2 業務の履行実績書
- ・別紙 業務受託実績表
- ・履行実績の業務内容が確認できる履行証明書及び契約書の写し等
- ・様式3 グループ協定書
- ・様式4 委任状
- ・様式5 使用印鑑届

業務の履行実績書

委託者	
業務名	
業務場所	
委託期間	年 月 日 ~ 年 月 日
委託概要等	参加資格に関する事項 B(1) の業務実績

- 公告において明示した以下の業務実績の履行実績を記載すること。
日本国内の水道事業体（企業団等の特別地方公共団体を含む。）において、業務概要に掲げる(1)から(5)までの業務を継続して2年以上の期間にわたり受託した実績
- 別紙、「業務受託実績表」を添付してください。
- 契約書及び仕様書（業務内容が確認できる分）の写しを添付してください。
- 記載された業務について委託者から発行された履行証明書を添付してください。

質 問 書

令和 年 月 日

四日市市上下水道事業管理者
(上下水道局総務課)

提出者 住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

<質問責任者 : >

「四日市市上下水道局お客様サービス等営業業務委託」仕様書について、次のとおり質問します。

No.	質 問 事 項	回 答

業 務 受 託 実 績 表

別紙

四日市市上下水道事業管理者

住 所

グループ名(注)

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

(注)単独企業の場合、グループ名は不要です。

	業務内容	委託者	受託者	業務名	契約期間	契約金額(税込)	給水人口
(1)	受付(窓口)業務				年 月 日から 年 月 日まで	円	人
(2)	開閉栓業務				年 月 日から 年 月 日まで	円	人
(3)	検針・検算業務				年 月 日から 年 月 日まで	円	人
(4)	請求・収納業務				年 月 日から 年 月 日まで	円	人
(5)	徴収業務				年 月 日から 年 月 日まで	円	人

※公告に定める参加資格条件(受託実績)を満たす実績を記入すること。

※記載した受託業務の契約書・仕様書の写し及び履行を証明する書類を添付すること。

※グループで申請する場合、グループ協定書に規定した各構成員の業務の分担に応じた業務内容の実績を記載すること。

複数の構成員で1つの業務の分担を担う場合、当該業務を分担する構成員のうち少なくとも1構成員が当該業務の実績を有していること。